

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月15日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	茨城県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/joho/it/mynumber/index.html">http://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/joho/it/mynumber/index.html</a>

執行機関名 茨城県知事

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病にかかっている中学校就学の始期から満20歳に達するまでの者に対し行われる医療(当該小児慢性特定疾病に係るものに限る。)に要した費用の負担を軽減するための医療費の支給に関する事務(同法による小児慢性特定疾病医療費の支給に準じて行われるものに限る。)であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		茨城県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表第1の4の項 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病にかかっている中学校就学の始期から満20歳に達するまでの者に対し行われる医療(当該小児慢性特定疾病に係るものに限る。以下同じ。)に要した費用の負担を軽減するための医療費の支給に関する事務(同法による小児慢性特定疾病医療費の支給に準じて行われるものに限る。以下同じ。)であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第1条	茨城県小児慢性特定疾病医療費支給実施要項第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 すべての国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やかに</u> 生まれ、かつ <u>育成</u> されるよう努めなければならない。 2 すべての <u>児童</u> は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の3第3項の規定に基づき、 <u>小慢児童等の健全育成</u> の観点から、小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費の一部を助成し、 <u>小慢児童等家庭の医療費の負担軽減</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		茨城県小児慢性特定疾病医療費支給実施要項